

## 行 動 計 画

職員が「仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を」つくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成23年4月1日～平成26年3月31日までの3年間

### 2、内容

目標1、 計画期間内に、育児休業の取得状況を水準以上にする。

男性職員・・・年に1人以上取得すること  
女性職員・・・取得率を90%以上とすること。

#### 《対策》

平成23年4月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、全職員を対象とした研修会（職員全体研修会）の実施  
平成23年度～ 職員全体研修会による人事労務に関する説明メンタルヘルス研修を年に1回以上開催する。

目標2、 平成24年3月31日までに、小学生未満の子をもつ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する

#### 《対策》

平成23年4月 職員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始  
平成23年度～ 職場内ネットワーク（サイボウズ）を活用した周知・啓発の実施

目標3、 平成26年3月までに、職員の所定外労働時間を、毎年年間5%削減と、月1回の「ノー残業デイ」の設定を行なう。

#### 《対策》

平成23年4月 所定外労働の発生原因の分析と今後の削減対策を部署毎に報告させ、等管理者の人事管理意識を高める。  
平成23年度 管理職を対象とした意識改革のための研修会を年2回実施  
平成25年度～ 産業医との連携でメンタル面での相談窓口の設置と、毎月1回の「ノー残業デイ」設定に向け、労組との検討を行う。

目標4、 次世代を担う小学生を対象に食育教育の実施

#### 《対策》

平成23年6月～ 小学校へ出向き「出前農業講座」の実施（田植え）～（収穫）  
収穫後は感謝祭を催す。  
平成23年4月～ 地域の食・農・文化を次世代に伝承する活動の展開